

施工条件明示書

(広島高速建築物保守点検等業務 条件明示書)

1. 積算について

積算基準については、「建築保全業務積算要領（平成 30 年版（令和 2 年 6 月改定）」、「建築保全積算基準（平成 30 年版）」によるものとし、労務単価については、「令和 4 年度建築保全業務労務単価」によるものとする。

ただし、上記資料にない資材単価は、物価資料（建設物価、積算資料）令和 4 年 8 月によるものとする。

2. 作業時間及び関連業者について

(1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

1) 昼間作業 9:00～17:00（準備・後片付け等を含む）

※ただし、供用中の道路上での作業、既設機器の運用に支障を伴う作業等は、9:30～16:30 までとする。

夜間作業 20:00～6:00（準備・後片付け等を含む）

(2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

1) 公社保守業者（電気通信設備保守点検、ETC 設備保守点検等）

2) 公社交通管制業者

3) 公社が発注する工事の施工業者

4) その他関連業者

3. 安全対策について

現道路交通及び工事用車両を安全に誘導するため、以下に示す交通誘導員を昼間においては延べ 5 人（交代要員なし）、夜間においては延べ 10 人（交代要員なし）を配置するよう見込んでいる。なお、交通誘導員の詳細な配置方法については、別途監督員と協議を行うこと。

(1) 令和 4 年度

交通誘導員 A 4 人（昼間）

交通誘導員 A 11 人（夜間）

4. 排ガス対策型建設機械について

(1) 電気通信設備工事共通仕様書（平成 28 年 4 月広島高速道路公社）「1-1-37 環境対策」で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第 2 次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

5. 建築物（管理基地、料金所等）点検及び屋根等清掃業務について

料金所の点検、清掃業務は原則E T C設備点検（別途業務）に合わせるよう計画すること。

E T C設備点検は、月に1度、実施している。

他業務と日程が合わない場合は、受注者が交通規制を行うこと。

(1) 業務場所

高速1号線(料金所施設等)、高速2号線(料金所施設等)、高速3号線(料金所施設等)、
高速4号線(料金所施設等)、本社

(2) 業務時間

料金所屋根点検時間：約1時間／箇所

(3) 業務実施時期

令和5年2月28日までに点検及び清掃を実施するものとする。

(4) 歩掛りの採用根拠となる延べ面積について

① 延べ面積 2250 m²を超え4500 m²以下は、広島高速道路公社本社

② 延べ面積 1000 m²以下は、料金所、管理基地、電気室等の本社以外の建物

6. 旅費・交通費について

公社本社を点検技術者等の派遣起点とする。旅費・交通費に関しては業務管理費の中に計上している。

なお、本業務受注者には、E T C業務用プレート又は作業用通行証を貸与する予定であるため、有料道路利用料は計上しない。

7. 機械経費について

(1) 高所作業車（トラック架装ブーム型、揚程12m）

建築物（管理基地、料金所等）保守点検等には、高所作業車の使用を合計25台見込んでいる。

ア. 高速1号線（10台）

イ. 高速2号線（5台）

ウ. 高速3号線（7台）

エ. 高速4号線（3台）

8. 道路使用許可申請について

道路使用許可申請書は、申請書につきましては業務前に広島県警察（業務対象場所の管轄署）に提出し、広島高速道路公社には県警受理印付の書類のみを提出すること。

県警受理を完了してから業務を開始すること。